



# 広島県報

定期  
第 62 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

- 出納長の事務の一部委任……………(審査指導室)……………一
- 国土調査の成果の認証(市町村)(四件)……………(地域づくり推進室)……………一
- 広島県職業能力開発計画の概要……………(職業能力開発室)……………二

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(文化・県民協働室)……………三
  - 市町村都市計画の決定に係る図書の写し(二件)……………(都市企画室)……………四
  - 開発行為に関する工事の完了……………(建築指導室)……………四
  - 土地改良事業の工事の完了……………(備北地域事務所)……………四
- 正 誤
- 平成十八年八月十日付け広島県報(定期)第六十号中監査委員会公表の訂正……………四

## 告示

広島県告示第七百八十二号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

出納長の事務の一部の委任を受けた出納員	委 任 し た 事 務	委任した年月日
広島県立総合技術高等学校に所属する次の職員 城平 孝司	当該出納員の所属する解の会計事務(法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。)	平成十八年八月一日

### 広島県告示第七百八十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
 平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 一 調査を行った者の名称

尾道市

#### 二 調査を行った期間

平成十六年五月から平成十八年三月まで

#### 三 成果の名称

尾道市地籍図及び地籍簿

#### 四 調査を行った地域

尾道市御調町大字管の一部

#### 五 認証年月日

平成十八年八月九日

### 広島県告示第七百八十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
 平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 一 調査を行った者の名称

三原市

#### 二 調査を行った期間

平成十六年八月から平成十八年三月まで

#### 三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地域  
三原市本郷町下北方・上北方の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年八月九日

広島県告示第七百八十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称  
佐伯郡湯来町
- 二 調査を行った期間  
平成十四年九月から平成十七年三月まで
- 三 成果の名称  
佐伯郡湯来町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
佐伯郡湯来町大字下の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年八月九日

広島県告示第七百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称  
広島市
- 二 調査を行った期間  
平成十六年五月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称  
広島市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
広島市佐伯区湯来町大字和田・伏谷の一部

- 五 認証年月日  
平成十八年八月九日

広島県告示第七百八十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき、広島県職業能力開発計画を定めたので、同条第三項において準用する同法第五条第六項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 計画のねらい  
（概要）  
社会・経済情勢等の変化に即応した職業能力開発行政を推進するため、広島県の職業能力開発行政の基本計画として、具体的施策などを広く県民に示す。
- 二 計画の期間  
平成十八年度から平成二十二年度までの五年間とし、必要に応じて見直しを行う。
- 三 施策の方向
  - 1 多様な職業訓練機会の提供
  - (一) ポスト団塊世代の労働力の量と質の確保
  - (2) 女性や高齢者、障害者等を対象とした職業訓練を拡充する。
  - (3) 若年者に対し、キャリア・コンサルティング（職業選択や職業能力開発に関する情報提供、指導・助言等）機能を強化する。
  - (4) 中小企業の女性労働者等に対して、知識・技能の習得を支援する。
  - (5) 高度で専門的な職者訓練を実施する。
  - (二) 企業の要望に即応した専門的知識・技能を有する人材の育成
  - (1) 産業界の意見を訓練科目の見直しや訓練機器の整備等に反映させる。
  - (2) 高等技術専門校の学卒者を対象とした訓練科の一部を長期の訓練課程に再編する。
  - (三) 労働力の需給動向に対応した職業訓練の展開
  - (1) 労働力の需給動向に対応した訓練科目の見直しを行う。
  - (2) サービス関連職種の職業訓練を民間教育訓練機関等を活用して実施する。
  - (四) 求職者に対するセーフティネット（安全網）機能の充実
  - (1) 民間教育訓練機関等を活用した短期間の職業訓練を実施する。
  - (2) パートやアルバイト、派遣労働など、多様な働き方の支援
  - (五) 職種ごとに必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施する。
  - (六) ミスマッチ（不適合）解消に向けた求職者への能力開発支援

- 3
- (一) 技能を尊重する社会的気運の醸成
- (二) 労働者が自ら行う自己啓発への支援
- (1) 労働者個人に対して、研修情報、テキスト情報、人材情報等を提供する。
- (2) 企業に対して、労働者が自己啓発に取り組みやすい環境づくりを啓発する。
- (3) 国に対して、自己啓発のための助成金制度拡充の要望などを行う。
- (4) 能力開発推進者の選任を促進する。
- (5) 広島県職業能力開発協会による情報提供・研修等を支援する。
- (6) 指導員免許制度の普及を図る。
- 2
- (一) 企業等が自ら行う職業訓練への支援
- (1) 職業訓練の認定を通して体系的・段階的な訓練を行う企業等を支援する。
- (2) 認定職業訓練を行う中小企業等に対して、経費の一部を補助する。
- (3) キャリア・コンサルティングの有効性を周知する。
- (4) 高等技術専門校の施設や設備等の徴収を検討する。
- (5) 職業訓練評価制度を整備するとともに、その内容を県民に公表する。
- (二) 企業や労働者等の自主的な能力開発の環境整備
- (1) 公共でしか行いにくい分野を重点的に取り組むために必要な訓練科目や訓練定員の見直しを行うとともに、高等技術専門校の施設内で行う訓練の一部を民間委託する。
- (2) 国と県の役割分担を明確にするため、訓練科目や訓練課程の見直しを行う。
- (3) 高等技術専門校の施設や設備等の在り方を検討する。
- (4) 高等技術専門校における授業料等の徴収を検討する。
- (5) 職業訓練評価制度を整備するとともに、その内容を県民に公表する。
- (九) 障害者の能力や特性等に配慮した職業訓練の実施
- (1) 民間教育訓練機関等を活用した訓練を拡充する。
- (2) 広島障害者職業能力開発校の施設内訓練の一部を二年課程に再編する。
- (十) 推進体制の整備
- (1) 公共でしか行いにくい分野を重点的に取り組むために必要な訓練科目や訓練定員の見直しを行うとともに、高等技術専門校の施設内で行う訓練の一部を民間委託する。
- (2) 国と県の役割分担を明確にするため、訓練科目や訓練課程の見直しを行う。
- (3) 高等技術専門校の施設や設備等の在り方を検討する。
- (4) 高等技術専門校における授業料等の徴収を検討する。
- (5) 職業訓練評価制度を整備するとともに、その内容を県民に公表する。
- (六) 民間教育訓練機関等を活用した訓練を拡充する。
- (七) 広島障害者職業能力開発校の施設内訓練の一部を二年課程に再編する。
- (八) 高等技術専門校において、製造業に対する就労体験（インターンシップ）制度を創設する。
- (九) ものづくり系訓練科における訓練内容の充実を図る。
- (十) 障害者の能力や特性等に配慮した職業訓練の実施
- (1) 民間教育訓練機関等を活用した訓練を拡充する。
- (2) 広島障害者職業能力開発校の施設内訓練の一部を二年課程に再編する。

- (1) ひろしまマイスターによる技能振興
- (2) ひろしまマイスターの認定を行い、技能振興を図る。
- (二) 啓発活動の強化
- (1) 「ひろしま技能フェア」の開催、各種競技大会への参加や職業能力開発にかかわる表彰制度についての広報により、技能の重要性について啓発する。
- (2) 技能の円滑な伝承
- (1) 高度熟練技能者の指導を受ける機会を提供や技能継承のシステムづくりに主体的に取り組もうとする中小企業に対する支援を行う。
- (2) 技能検定の普及拡大
- 教育現場において、技能検定の受検奨励に努めるとともに、多言語での検定実施など、技能検定の受検環境の整備を図る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人ひかり	伊東 龍巳	広島県三原市本郷町本郷三五〇〇番地一七〇	この法人は、魅力的で活力にあふれた地域社会の実現のために、高齢者・女性・障害者・子どもなど、地域社会を構成する全ての人に対して、住民参加と相互扶助のボランティア精神のもと、環境保全、人権擁護、子どもの健全育成、文化・芸術活動の推進等を行うため、事業を行い、もってまちづくりや地域の活性化など、公益の増進に寄与することを目的とする。	更・事業の変更	平成十八年七月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、広島市から広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、広島市から広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業若草町地区第一種市街地再開発事業の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月二十一日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六号第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十一日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県知事 藤田雄山

廿日市市宮内字的場二〇四三番一、二二〇二番、二〇四三番二地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区国泰寺町二丁目四番七号  
株式会社トータテ

代表取締役 川西 祐二

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

府中市高木町字沖一一番一、一一一番二の一部、一四四番から一四六番、一四七番三、一四七番五、一四八番一、一四九番一、一一一番二地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

府中市鶴飼町七〇二番地一  
信和不動産有限公司

代表取締役 上田 繁夫

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年八月二十一日

事業主体 庄原市 地区名 奥門田南 農業用道路整備事業 広島備北地域事務所長 堂本雅彦 完了年月日 平成一六・六・一八

正 誤

平成十八年八月十日付け広島県報（定期）第六十号に登載の監査委員公表（七月例月出納検査の結果）の一部を次のように訂正する。

監査委員事務局主任監査監

一八	ページ	
二	行	
		平成18年7月12日執行 誤
		平成18年7月25日執行 正